

# 市民税 道民税 特別徴収の手引き

## 目 次

■ 特別徴収税額通知書に関するよくあるお問い合わせ	1
■ 特別徴収のしくみ	2
■ 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について	7
■ 異動届出書の書き方	9
■ 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について	13
■ 市民税・道民税の納入について	15
■ 納入書の記入方法	16
■ 特別徴収に関するQ & A	18
■ 様式「市・道民税（特別徴収分）の取扱指定通知書」（取扱指定通知書）	
■ 様式「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」（個人別内訳書）	
■ 様式「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（所在地・名称変更届出書）	
■ 様式「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（異動届出書）	
■ 様式「特別徴収への切替依頼書」（切替依頼書）	
※ 本書の中で、各様式について（）内の略称を使用している場合がございます。	

### 同 封 書 類

以下の書類を同封しておりますので、お確かめください。

- 1 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用\*・納税者交付用）
- 2 市民税・道民税 特別徴収税額納入書
- 3 市民税・道民税 特別徴収の手引き（本書）

（注） 特別徴収税額を変更した場合には、次の書類を送付いたします。

給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用\*・納税者交付用）

※ eLTAXを利用し、税額通知の受取方法を「電子データ（正本）」としている場合は、同封していません。

### ◎特別徴収に関するお問い合わせ先

札幌市中央市税事務所特別徴収係

〒060-8649 札幌市中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館4階

電話番号 011-211-3075

札 幌 市

## ■ 特別徴収税額通知書に関するよくあるお問い合わせ

### 1 特別徴収税額の決定通知書に退職者などの氏名が記載されている

【異動届出書が未提出の場合】

異動届出書をご提出ください。

【異動届出書を既に提出している場合】

今回お送りした特別徴収税額の決定通知書には、4月15日（土・日・祝の場合は翌開庁日）までに札幌市で受付した異動届出書の内容を反映しております。

それ以降に異動届出書をご提出いただいている場合は、後日、異動届出書の内容を反映した変更通知書を送付いたします。

また、対象の方が前年中に転居している場合は、昨年度と今年度の各課税市町村に異動届出書を提出する必要があります。

今年の1月1日時点で札幌市にお住まいの方の異動届出書を、転居前の市町村にのみ提出している場合は、札幌市へもご提出ください。

### 2 普通徴収となっている方を特別徴収にしたい

新たに採用した方など、今回お送りした特別徴収税額の決定通知書に記載されていない方を特別徴収とする場合は、本冊子に掲載されている「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。

納税通知書番号や年税額が不明の場合は、空欄のままご提出ください。

### 3 特別徴収義務者用に氏名が記載されているが納税義務者用の通知書がない

札幌市では、非課税の方につきましては、納税義務者用の特別徴収税額の決定通知書は作成しておりません。所得の証明などの理由で必要となる場合は、所得証明書を取得いただいております。

### 4 特別徴収の手続きに必要な書類はどこで入手できるのか知りたい

次の書類は本冊子に掲載されているものをコピーするか、(2)～(5)については下記の札幌市のホームページからダウンロードしていただくようお願いいたします。

- (1) 市・道民税（特別徴収分）の取扱指定通知書
- (2) 退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書
- (3) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- (4) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- (5) 特別徴収への切替依頼書

★個人市・道民税（住民税）の給与からの特別徴収について★

<<https://www.city.sapporo.jp/citytax/kyuutoku2.html>>



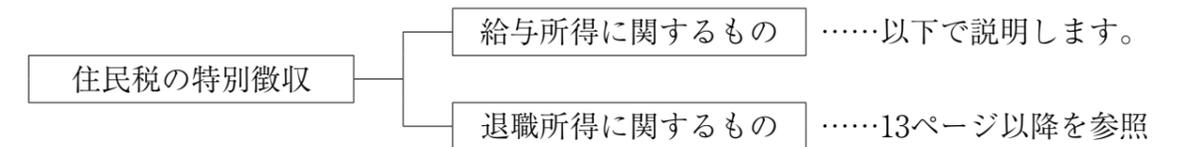
## ■ 特別徴収のしくみ

### 1 特別徴収とは

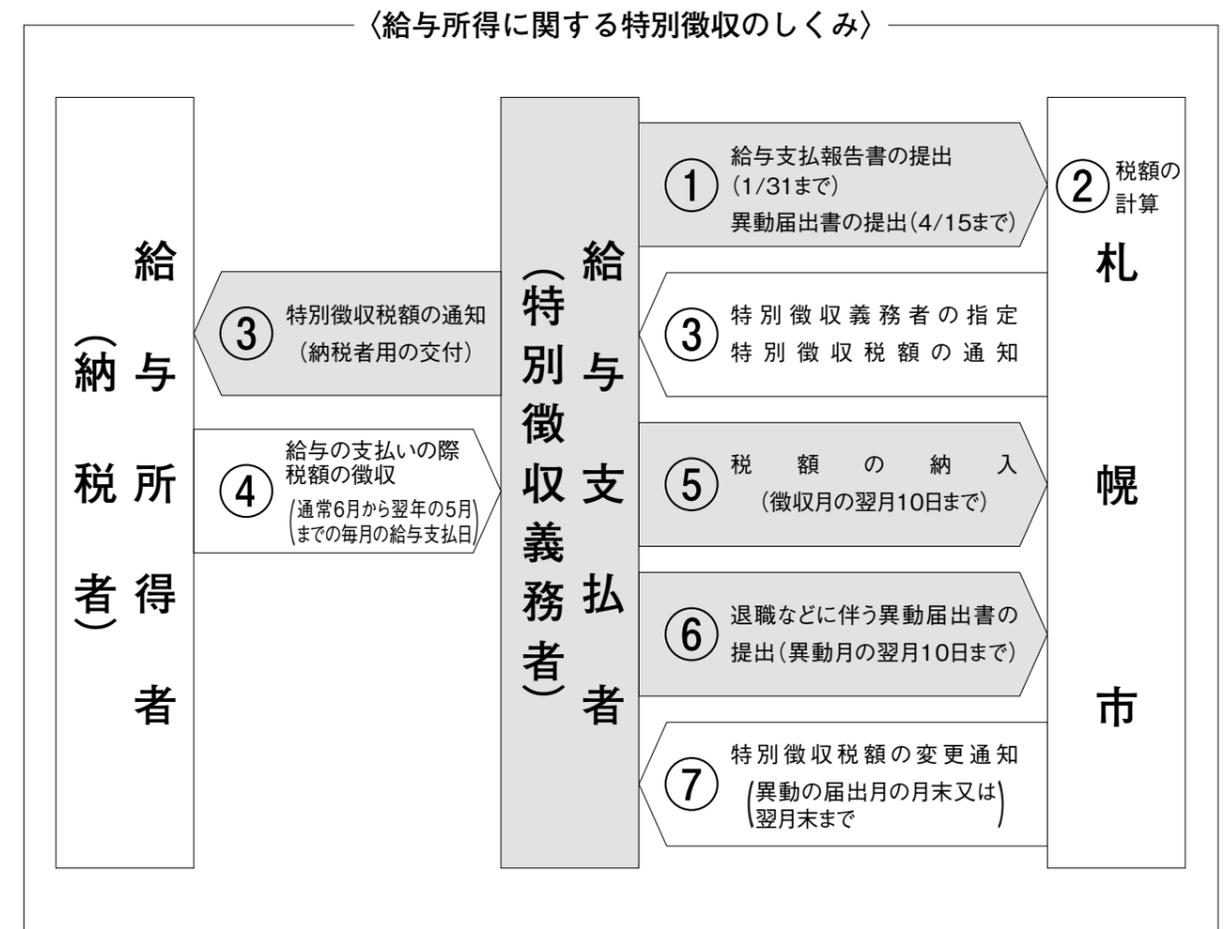
給与所得者の住民税は、給与支払者が毎月給与を支払う際に、各給与所得者の給与からその方の住民税を差し引き、これを翌月10日までに市区町村に納入していただくことになっています。

これを、特別徴収といい、給与支払者を特別徴収義務者とよんでいます。

給与支払者が関係する市民税・道民税（あわせて「住民税」といいます。）の特別徴収には、次の2つがあります。



給与所得に関する特別徴収のしくみは、下図のとおりです。



## 2 特別徴収に関する年間事務について

2 ページの図の流れにしたがって、特別徴収の主な年間事務をご説明します。 ※各「期限」

が休日その他の公休日に当たる場合は、その翌日が期限となります。

図中の 番号	事務項目	説 明	留 意 事 項	様式・書類の名称	期 限
1	給与支払報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払者は、前年中に給与の支払いをした方について、給与支払報告書を提出します。</li> <li>給与支払報告書は、<u>1月1日現在における給与受給者の住所地の市町村別に作成し、総括表を添えて提出</u>します。</li> </ul>	本市に住所のある方の給与支払報告書は、給与受給者の住所区にかかわらず、中央市税事務所特別徴収係までご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書（総括表）</li> <li>給与支払報告書（個人別明細書）</li> </ul>	<u>1月31日まで</u> （土・日・祝の場合は、翌開庁日）
	異動届出書の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書を提出した方のうち、退職などにより給与の支払いを受けなくなった方がいる場合には、異動届出書を提出します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</li> </ul>	4月15日まで （土・日・祝の場合は、翌開庁日）
2	税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出された給与支払報告書などに基づき、札幌市において住民税を計算します。 （給与支払者が従業員の税額を計算する必要はありません。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得以外に所得のある方については、原則として、給与に係る住民税と給与所得以外の所得に係る住民税を合算して特別徴収税額としています。</li> </ul> <p>〈例外〉確定申告書などで、給与所得以外の所得に係る住民税の徴収について、「自分で納付」を選択した場合などは、給与所得以外の所得に係る住民税は普通徴収、給与所得に係る住民税は特別徴収となります。</p>		
3	特別徴収義務者の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市は、給与支払者を住民税の特別徴収義務者として指定し、通知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与支払報告書が期限までに提出されなかった場合などは、通知が遅れることもあります。</li> </ul>		
	特別徴収税額の通知  <b>現時点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者が納税者から毎月徴収すべき特別徴収税額（以下「月割額」といいます。）とその合計額を通知します。</li> <li>各納税者に対して特別徴収義務者を經由して税額を通知します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税者交付用の特別徴収税額の通知書は、直ちに本人へ交付してください。</li> <li><u>給与支払報告書を提出した方でも、非課税に該当する場合は納税者交付用の通知書はお送りしていません。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用、納税者交付用）</li> <li>その他納入書などを同封</li> </ul>	
4	特別徴収税額の徴収（毎月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、12回に分けた月割額を、6月から翌年5月に支払われる給与から毎月徴収します（徴収する金額は、特別徴収税額の通知に記載されています。）。</li> <li>6月1日以後に特別徴収税額の通知があった場合の月割額は、通知のあった翌月（6月の場合は7月）から翌年5月までの月数で割った額となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月分の月割額は、6月中に支払われる給与から徴収します。</li> <li>特別徴収税額（全額）が5,000円以下の方については、その全額を最初の月の給与から徴収します。</li> </ul>		

図中の 番号	事務項目	説 明	留 意 事 項	様式・書類の名称	期 限
5	特別徴収税額の 納入 (毎月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日までに市へ納入します。 <u>納入書は税額を記載して使用してください。</u> (注1) 納入書の書き方は16ページを参照 (注2) 電子納税については15ページを参照</li> <li>・従業員が常時10人未満の場合には、<u>次のとおり年2回で納入する納期の特例制度</u>があります。札幌市あてに申請書を提出し承認を受けてください (<u>市税等に滞納がある場合を除きます。</u>)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>6月から11月までの月割額……12月10日までに納入 (11月分納入書を使用)</li> <li>12月から翌年5月までの月割額……翌年6月10日までに納入 (5月分納入書を使用)</li> </ul> </li> <li>・納期限までに納入されなかった場合は、延滞金がかかりますので、必ず納期限までに納入してください。 (注3) 退職所得に係る住民税の特別徴収については13ページ参照</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者が、年の中途中で他市町村へ住所を変更しても、その年度の特別徴収税額は引き続き札幌市へ納入することとなります。</li> <li>・インターネットバンキング等の金融機関の納入サービスを利用する場合は、特別徴収税額納入書に記載されている指定番号、市区町村コード、加入者名を正確に金融機関に連絡してください (納入サービスを行っていない金融機関もありますので、詳細については各金融機関にご確認願います。)</li> </ul> <p>国の機関が税額の納入に際し納入書を使用しないで国庫金から振替する場合は、北洋銀行札幌市役所支店の札幌市会計管理者口座に指定番号を明記のうえ振込み願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額納入書</li> <li>・特別徴収税額の納期の特例に関する申請書</li> </ul> <p>※様式は札幌市公式ホームページの申請書ダウンロードから入手できます。</p>	<p><u>徴収した月の翌月10日まで</u></p> <p>(納期の特例の承認を受けた場合は、左記説明のとおり)</p>
6	異動届出書の提出 (従業員に異動があったとき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者に指定された後、<u>納税者に異動 (退職、転勤、休職、死亡など) があった場合には、異動届出書を提出します。</u> (注4) 異動者の特別徴収事務については7ページ以降参照 (注5) 異動届出書の書き方は9ページ以降を参照</li> <li>・札幌市は、提出された異動届出書に基づき、税額の再計算などの処理を行います。</li> <li>・納税者が、転勤先や退職後の新たな勤務先で特別徴収を希望する場合は、事前に転勤先などの経理担当者との連絡を取り、新しい勤務先の名称、所在地、指定番号などを記載した異動届出書を提出します。</li> <li>・休業、解散などにより特別徴収を継続できなくなった場合にも、異動届出書を提出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職があった場合、給与から引けなくなる残りの月割額の取扱いについては8ページ「1 残りの特別徴収税額 (月割額)」をご参照ください。</li> </ul> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <b>異動届出書 (控) の返送について</b>  ご提出いただく際に返信用封筒 (切手など貼付済み) を同封いただいている場合は、異動届出書を受付した後、すぐに控を封入し返送いたします。  返信用封筒を同封いただいていない場合は、特別徴収税額の変更通知とともに控を返送いたします。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書</li> </ul>	<p><u>異動があった月の翌月10日まで</u></p>
7	特別徴収税額の変更通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異動届出書が提出された場合などは、特別徴収税額の変更を通知します。</li> <li>・変更の通知を受けた場合は、変更後の月割額によって徴収し、これを納入することとなります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額の変更 (変更) 通知書 (特別徴収義務者用、納税者交付用)</li> </ul>	
その他	1 所在地・名称変更届の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社名変更、所在地変更などがあった場合は、直ちに中央市税事務所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収係へ届け出てください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書</li> </ul>	
	2 不服の申立て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収税額通知について不服がある場合には、その通知を受け取</li> <li>・審査請求書は1通を市長に対して提出してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。</li> </ul>		

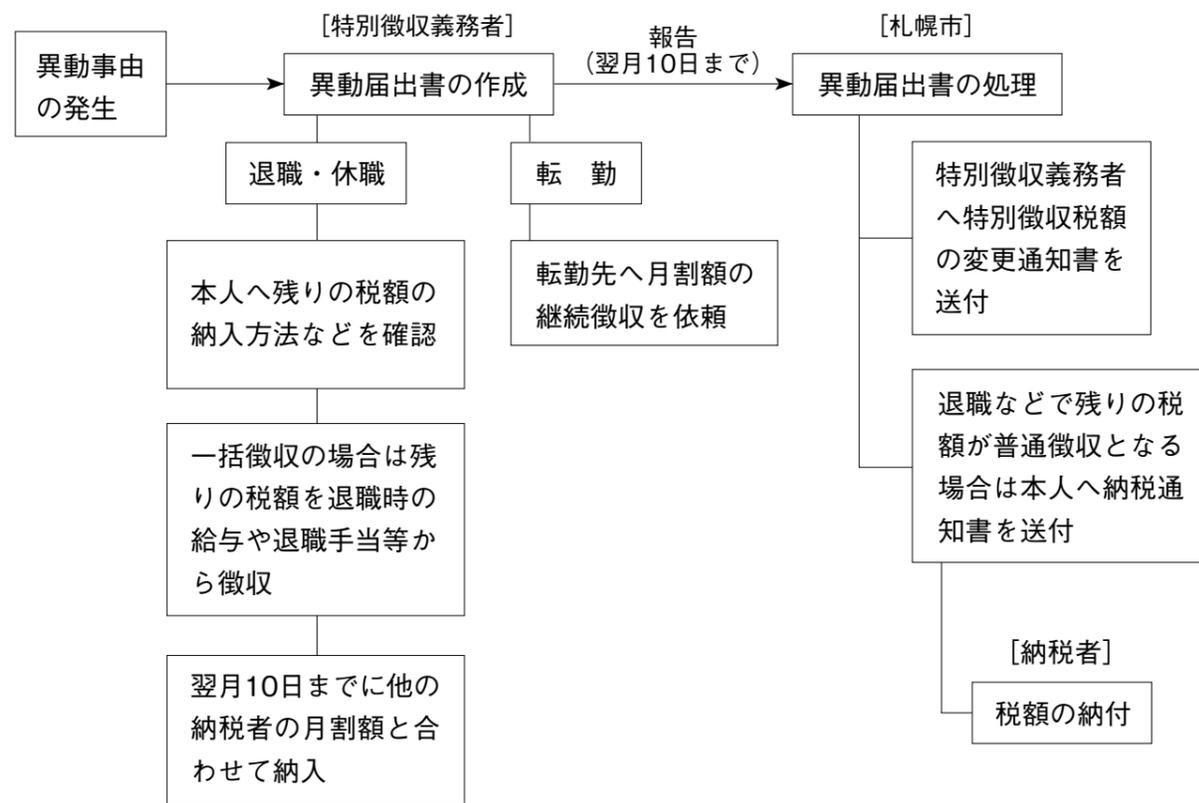
## ■ 退職・転勤等に伴う特別徴収事務について

特別徴収されている納税者が退職、転勤・転職、休職、死亡などの理由により給与の支払いを受けなくなった場合は、翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を中央市税事務所特別徴収係へ提出してください。

この手引きに掲載している様式は、札幌市提出用となっておりますので、控えが必要な場合はコピーしてください。

※書き方は9ページ以降を参照

### [退職などに伴う事務の流れ]



退職する方の住民税は、一括徴収が便利です。

☆ 退職後は収入が減少することも考えられますので、退職時の給与又は退職手当等からその年度の残りの税額をすべて納入しておくことにより、納税者の今後の負担を軽減できます。

☆ 納税者が退職後、直接残りの税額を納めに行く手間がかかりません。

※退職手当を支払う場合は、P13をご覧ください。

異動者の特別徴収事務にあたっては、次の点にご留意ください。

### 1 残りの特別徴収税額（月割額）

退職などによって、給与から引けなくなる残りの月割額は、ご本人が納税通知書で直接納めるか（以下「普通徴収」といいます。）退職月の給与などから一括して徴収し、給与支払者を通して納入するか（以下「一括徴収」といいます。）いずれかの方法によります。

どちらの方法をとるかは、退職などの時期によって、次の取扱いとなります。

6月～12月に退職する方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人の申出により一括徴収することができます。</li> <li>一括徴収しない場合は、後日市税事務所から送付される納税通知書によりご本人が直接納めます。</li> </ul>
1月～4月に退職する方など	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご本人の申出の有無にかかわらず、原則一括徴収しなければなりません。</li> </ul>

ただし、次のような場合は一括徴収はできません。

- ・退職などに際し支払われる給与・退職手当などが、残りの税額よりも少ない場合
- ・死亡による退職の場合（相続人が納税義務を継承します。）

### 2 転勤・転職により、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

納税者が転勤・転職した場合は、新しい勤務先へ徴収月及び月割額を連絡のうえ、異動届出書を提出してください。

後日、異動届出書に基づき、札幌市から特別徴収税額の変更通知書を新旧それぞれの勤務先へ送付します。

### 3 中途就職者などの特別徴収

(1) 普通徴収の方法により納税していた方が、年の中途で就職などをし、特別徴収に切り替える場合は、この手引きに掲載している「特別徴収への切替依頼書」を中央市税事務所特別徴収係までご提出ください。

(2) 札幌市からは、月末に特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、以降はこの通知書により特別徴収してください。

# ■ 異動届出書の書き方

**給与支払報告 特別徴収に係る 給与所得者異動届出書**

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

札幌市長 年 月 日提出		所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度					
			特別徴収義務者 指定番号	氏名(整理)番号		所属 氏名	担連 当給 者先 電話	内線				
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏名							月 年 日	月 年 日	月 年 日	1. 退職	1. 特別徴収継続
	生年月日							年 月 日	月 年 日	月 年 日	2. 転勤	2. 一括徴収
	個人番号							年 月 日	月 年 日	月 年 日	3. 休職・長欠	3. 普通徴収 (本人納付)
受給者番号	年 月 日	円	円	円	1. 退職	1. 特別徴収継続						
1月1日 現在の住所	年 月 日	円	円	円	2. 転勤	2. 一括徴収						
異動後の 住所	年 月 日	円	円	円	3. 休職・長欠	3. 普通徴収 (本人納付)						
1月1日現在の住所		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法		1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由(7の場合))						

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 法人番号	所属 氏名	受給者番号
所在地 フリガナ	担当者 連絡先	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
氏名又は名称	内線	1. 必要	2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
理由	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由	1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため		
理由	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
理由	3. 死亡による退職であるため		

婚姻などで姓が変わった場合は新姓の他に( )書きで旧姓も記載してください。

特別徴収税額の通知書の特別徴収税額(年税額)を記載してください。なお、年途中で税額変更のあった方については変更後の年税額を記載してください。

徴収した月分及び徴収済の税額、未徴収分の税額を記載してください。

退職及び転勤などをした日を記載してください。

お手続きが必要な年度に○をつけてください。

特別徴収の通知書に記載されている「受給者番号」を記載してください。なお、「受給者番号」欄が空欄の場合、記載は不要です。

納税者が退職・転勤などにより住所を変更した場合に記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で1を選択した場合、新しい勤務先の指定番号、所在地、名称、担当者名、電話番号等を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で2を選択した際に、ご本人の申出による場合は1を、異動が1月1日以降の場合は2を記載し必要事項を記載してください。

「異動後の未徴収税額の徴収方法」で3を選択した場合、理由となる番号を記載し必要事項を記載してください。

特別徴収税額の通知書に記載されている「指定番号」及び「宛名(整理)番号」を記載してください。

該当する異動理由の番号を記載してください。7を選択する場合は、理由も記載してください。

該当する異動後の未徴収税額の徴収方法の番号を記載してください。

新しい勤務先に連絡した月割額及び徴収開始月を記載してください。

新しい勤務先が札幌市の指定番号を保有していない新規の事業所の場合は、特別徴収税額の納入書の要否を選択してください。

一括徴収をする月及び一括徴収税額を記載してください。

【記載例1】退職（未徴収税額を普通徴収とする場合）

年税額12,500円、9月30日退職、9月分まで特別徴収済、徴収済税額4,500円、未徴収税額8,000円は普通徴収。退職後に札幌から小樽へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
所在地 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目		特別徴収義務者 指定番号	10219999
フリガナ ●●コウギョウ		氏名(勤務)番号	5
氏名又は名称 株式会社 ●●工業		所属	庶務課
個人番号又は法人番号		担当 氏名	時計台 一郎
フリガナ		担当 氏名	時計台 一郎
氏名 札幌 太郎		電話	011-211-3075 内線
生年月日 昭和50年10月10日		異動年月日	
個人番号		異動の事由	
受給者番号		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
1月1日現在の住所 札幌市中央区北1条東4丁目		1. 特別徴収継続	
異動後の住所 小樽市花園2丁目		2. 一括徴収	
		3. 普通徴収 (本人納付)	
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 12,500 円		(イ) 徴収済額 4,500 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 8,000 円
6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで	● 年 1 日
記載不要		記載不要	
3. 普通徴収の場合		理由	
1. 異動が令和 ● 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため		1	
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
3. 死による退職であるため			

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【記載例3】退職（未徴収税額を納税者の申出により一括徴収する場合）

年税額78,200円、10月31日退職、10月分まで特別徴収済、徴収済税額32,700円、未徴収税額45,500円を11月分で一括徴収、退職後白石区から豊平区へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
所在地 〒065-0011 札幌市東区北11条東7丁目		特別徴収義務者 指定番号	30119999
フリガナ ●●コウギョウ		氏名(勤務)番号	6
氏名又は名称 株式会社 ●●企画		所属	経理課
個人番号又は法人番号		担当 氏名	時計台 三郎
フリガナ		担当 氏名	時計台 三郎
氏名 東 一郎		電話	011-211-3075 内線 123
生年月日 昭和40年11月20日		異動年月日	
個人番号		異動の事由	
受給者番号		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
1月1日現在の住所 札幌市白石区本郷通3丁目北		1. 特別徴収継続	
異動後の住所 札幌市豊平区平岸6条10丁目		2. 一括徴収	
		3. 普通徴収 (本人納付)	
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 78,200 円		(イ) 徴収済額 32,700 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 45,500 円
6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで	● 年 1 日
記載不要		記載不要	
2. 一括徴収の場合		理由	
1. 異動が令和 ● 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため		1	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			
		徴収予定日 10 月 31 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 45,500 円
		左記の一括徴収した税額は、11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
記載不要		記載不要	

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【記載例2】転勤・転職（転勤・転職先で特別徴収を継続する場合）

年税額395,000円、10月1日転勤、9月分まで特別徴収済、徴収済税額131,800円、未徴収税額263,200円。転勤先で10月から特別徴収を継続する。転勤先は東京本社。(東京本社の指定番号は10118888)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
所在地 〒060-0003 札幌市中央区南3条西11丁目		特別徴収義務者 指定番号	10119999
フリガナ ●●コウギョウ		氏名(勤務)番号	1012
氏名又は名称 ●●商事株式会社 札幌支店		所属	経理課
個人番号又は法人番号		担当 氏名	時計台 二郎
フリガナ		担当 氏名	時計台 二郎
氏名 中央 三郎		電話	011-211-3075 内線
生年月日 昭和60年12月28日		異動年月日	
個人番号		異動の事由	
受給者番号		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
1月1日現在の住所 札幌市中央区北1条西2丁目		1. 特別徴収継続	
異動後の住所 横浜市中区港町1丁目		2. 一括徴収	
		3. 普通徴収 (本人納付)	
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 395,000 円		(イ) 徴収済額 131,800 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 263,200 円
6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで	● 年 2 日
記載不要		記載不要	
1. 特別徴収継続の場合		理由	
特別徴収義務者 指定番号 10118888		1	
所在地 〒100-0006 東京都千代田区有楽町2丁目			
フリガナ ●●コウギョウ			
氏名又は名称 ●●商事株式会社			
新しい勤務先へは、10 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
納入書の要否 (納税の報告のみ記載)		1. 必要 2. 不要	
記載不要		記載不要	

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

【記載例4】退職（1月以降の退職のため未徴収税額を一括徴収する場合）

年税額29,100円、1月31日退職、1月分まで特別徴収済、徴収済税額19,500円、未徴収税額9,600円を2月分で一括徴収、退職後厚別区から北区へ住所変更。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		年度	
札幌市長		1. 現年度	2. 新年度 3. 両年度
所在地 〒004-0871 札幌市清田区平岡1条1丁目		特別徴収義務者 指定番号	40119999
フリガナ ●●コウギョウ		氏名(勤務)番号	12
氏名又は名称 ●●観光 株式会社		所属	総務課
個人番号又は法人番号		担当 氏名	時計台 四郎
フリガナ		担当 氏名	時計台 四郎
氏名 清田 花子		電話	011-211-3075 内線
生年月日 昭和55年1月4日		異動年月日	
個人番号		異動の事由	
受給者番号		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
1月1日現在の住所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目		1. 特別徴収継続	
異動後の住所 札幌市北区北24条西6丁目		2. 一括徴収	
		3. 普通徴収 (本人納付)	
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 29,100 円		(イ) 徴収済額 19,500 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9,600 円
6 月から 1 月まで		2 月から 5 月まで	● 年 1 日
記載不要		記載不要	
2. 一括徴収の場合		理由	
1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため		2	
2. 異動が令和 ● 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			
		徴収予定日 1 月 31 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 9,600 円
		左記の一括徴収した税額は、2 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
記載不要		記載不要	

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

(注) 転勤・転職先に必ず連絡をしてください。

(注) 1月～4月までの退職者については、必ず一括徴収しなければなりません。

## ■ 退職所得に対する市民税・道民税の特別徴収について

退職所得に対する市民税・道民税については、所得税の源泉徴収と同様に、退職手当等を支払う際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を徴収して、市区町村に申告納入します。詳細は次表のとおりです。

区分	説明	留意事項	様式・書類の名称	期限
1 申告納入する市区町村	<p>・退職者が退職手当等の支払いを受ける年（通常は退職した年）の1月1日現在の住所地の市区町村に申告納入します。</p>	<p>・支払いを受ける方から、退職所得申告書の提出を受けてください。また、退職所得申告書は支払者において保管してください。</p>	<p>・退職所得申告書（所得税様式に同じ）</p>	<p>支払時まで</p>
2 特別徴収税額の求め方	<p>次の手順により、特別徴収税額を求めます。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">退職手当等の収入金額 (A)</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">退職所得控除額 (B)</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">「退職所得控除額」控除後の退職手当等の金額 (C)</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>・勤続年数が5年を超える方 ・役員等以外の方で勤続年数が5年以下、かつ(C)が300万円以下の方</p> <p style="text-align: center;">(C) × 2分の1 (1,000円未満切り捨て) (D)</p> <p>・役員等で勤続年数が5年以下の方</p> <p style="text-align: center;">(C) (1,000円未満切り捨て) (E) ※1</p> <p>・役員等以外の方で勤続年数が5年以下、かつ(C)が300万円を超える方</p> <p style="text-align: center;">150万円 + { (C) - 300万円 } (1,000円未満切り捨て) (F) ※2</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">市民税額</p> <p style="text-align: center;">[(D) または (E) または (F)] × 6% 100円未満切り捨て</p> <p style="text-align: center;">道民税額</p> <p style="text-align: center;">[(D) または (E) または (F)] × 4% 100円未満切り捨て</p> </div>	<p>・勤続年数について、1年未満の端数が生じる場合は切り上げて算出します。</p> <p>・障がい者になったことにより退職した場合には、左の表で算出した控除額に100万円を加算した金額を控除額とします。</p> <p>・同一年に2カ所以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、その合計額を退職手当等の金額として税額を求めます。この場合、支払済の他の退職手当等について徴収された税額があれば、これを控除します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例1 退職手当等の金額20,183,893円、勤続年数25年（退職者は役員等ではない）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：700,000円×(25年-20年)+8,000,000円=11,500,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：20,183,893円-11,500,000円=8,683,893円</p> <p>○退職所得(D)の算出：8,683,893円×1/2=4,341,946円(1,000円未満の端数切り捨て)⇒4,341,000円</p> <p>○市民税額の算出：4,341,000円×6%=260,460円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>260,400円……①</b></p> <p>○道民税額の算出：4,341,000円×4%=173,640円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>173,600円……②</b></p> <p>○合計税額の算出：①+②=<b>434,000円(特別徴収税額)</b></p> <p>例2 退職手当等の金額5,268,280円、勤続年数4年（退職者は役員等である）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：400,000円×4年=1,600,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：5,268,280円-1,600,000円=3,668,280円</p> <p>○退職所得(E)の算出：3,668,280円(1,000円未満の端数切り捨て)⇒3,668,000円</p> <p>○市民税額の算出：3,668,000円×6%=220,080円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>220,000円……①</b></p> <p>○道民税額の算出：3,668,000円×4%=146,720円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>146,700円……②</b></p> <p>○合計税額の算出：①+②=<b>366,700円(特別徴収税額)</b></p> <p>例3 退職手当等の金額5,268,280円、勤続年数4年（退職者は役員等以外）の場合</p> <p>○退職所得控除額(B)の算出：400,000円×4年=1,600,000円</p> <p>○退職所得控除後の退職手当等の金額(C)の算出：5,268,280円-1,600,000円=3,668,280円</p> <p>○退職所得(F)の算出：1,500,000円+(3,668,280円-3,000,000円)=2,168,280円(1,000円未満の端数切り捨て)⇒2,168,000円</p> <p>○市民税額の算出：2,168,000円×6%=130,080円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>130,000円……①</b></p> <p>○道民税額の算出：2,168,000円×4%=86,720円(100円未満の端数切り捨て)⇒<b>86,700円……②</b></p> <p>○合計税額の算出：①+②=<b>216,700円(特別徴収税額)</b></p> </div>	<p>・退職所得申告書</p>	<p>・特別徴収税額納入書</p>
3 納入のしかた	<p>・退職所得に係る市民税・道民税は、給与所得に係る市民税・道民税とあわせて特別徴収した月の翌月10日までに納入します。</p> <p><u>(注) 納入書の書き方は16ページを参照。</u></p>	<p>・<u>特別徴収税額納入書(納入済通知書)裏面の「納入申告書」に必要事項を記載してください。</u></p> <p>・役員等の退職所得の場合は「退職所得の特別徴収票」を、それ以外の場合は「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」を中央市税事務所特別徴収係へ提出してください。</p>	<p>・特別徴収税額納入書</p> <p>・市民税・道民税納入申告書</p> <p>・退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書</p> <p>・退職所得の特別徴収票(役員のみ)</p>	<p><u>翌月10日まで</u></p>

## ■ 市民税・道民税の納入について

特別徴収していただいた月割額の納期限は、徴収した翌月10日（翌月10日が休日その他の公休日に当たる場合はその翌日）となっております。必要事項を記入のうえ、下記の金融機関で納入してください。

また、特別徴収税額納入書には、6月分～翌年5月分として12枚、予備分として2枚を綴っております（予備分を使用する場合は、納入する年月と納期限をご記入ください。）。

書き間違いなどで新たな納入書が必要な場合は再発行しますので、中央市税事務所特別徴収係にご連絡ください。

### 1 札幌市指定金融機関

北洋銀行（全国の本支店及び区役所内派出所）

### 2 札幌市収納代理金融機関

(1) 全国の店舗で取扱う金融機関

北海道銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 北陸銀行

(2) 北海道内の店舗で取扱う金融機関

北海道信用金庫 室蘭信用金庫 空知信用金庫 苫小牧信用金庫 北門信用金庫 北空知信用金庫 日高信用金庫  
渡島信用金庫 旭川信用金庫 稚内信用金庫 留萌信用金庫 北星信用金庫 大地みらい信用金庫 遠軽信用金庫  
北海道労働金庫

(3) 札幌市内の店舗で取扱う金融機関

青森銀行 みちのく銀行 秋田銀行 七十七銀行 第四北越銀行 みずほ信託銀行 SBI新生銀行  
北央信用組合 札幌中央信用組合 ウリ信用組合 空知商工信用組合 あすか信用組合 北海道信用農業協同組合連合会  
札幌市農業協同組合 サツラク農業協同組合 北海道信用漁業協同組合連合会

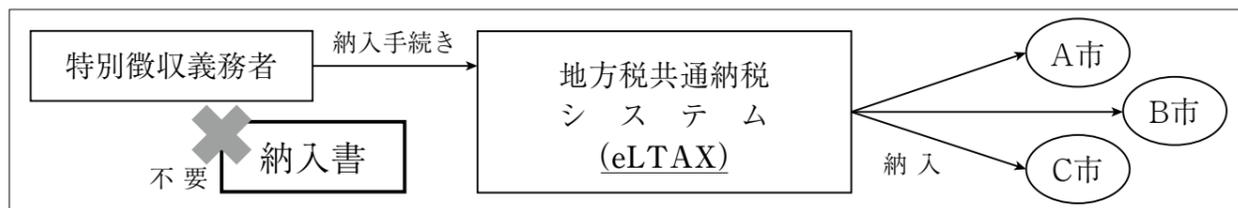
### 3 札幌市内に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

### 4 特別徴収税額納入のため、特に指定した札幌市外に所在するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局

札幌市外の特別徴収義務者が、1～3の金融機関を利用できない場合は、この冊子にとじこんである「市・道民税（特別徴収分）の取扱指定通知書」に必要事項を記入のうえ、納入を希望するゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び郵便局に提出してください。

## ■ 電子納税（地方税共通納税システム）について

eLTAX の「地方税共通納税システム」を利用すれば、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができます。



従来は、納入書を使用し、金融機関の窓口にて納入手続きが必要でしたが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットから各金融機関の口座やクレジットカードによる納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度のお手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、クレジットカードの場合は、手数料\*がかかります。

ご利用開始に関するお手続きの詳細やお問い合わせについては以下のホームページをご覧ください。

\* eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

※納付額10,000円以下の場合は37円（税抜）、以降納付額10,000円ごとに75円（税抜）円加算

## ■ 納入書の記入方法

### 1 給与分（一括徴収分を含む。）について

納税義務者の月割額の合計を記入してください（一括徴収した税額も合わせて記入してください。）。

なお、年度の中で税額（月割額）が変更になることがありますので、事前に記載しないでください。

### 2 退職所得分について

退職所得に係る市民税・道民税（分離課税に係る所得割）の納入金額があるときに記載してください。

なお、この欄に記載された場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。

### 3 延滞金について（地方税法第20条の4の2及び第326条、札幌市税条例第12条）

納期限後に納入すると延滞金がかかりますので納期限後に納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、納入税額に下記の割合を乗じて計算した延滞金を加算してください。

#### (1) 納入の日までの期間

延滞金特例基準割合（注）に年7.3%を加算した割合

#### (2) ただし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

延滞金特例基準割合（注）に年1%を加算した割合

なお、納入税額に1,000円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、税額が2,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

また、延滞金に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、延滞金総額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。

（注）当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合となります。

### 4 金額の記載を誤った場合について

納入書の金額の訂正はできませんので、金額を誤って記載してしまった場合には、同封の予備の納入書をお使いください。

納入書が不足した場合は、中央市税事務所特別徴収係までご連絡ください。

北海道 札幌市	個人市民税 個人道民税 領収証書 <sup>㊦</sup>
市区町村コード	本庁
0 1 1 0 0 2	

口座番号	加入者名
02750-7-960046番	札幌市会計管理者
年 月 分	指 定 番 号
納 入 金 額	納 入 金 額
給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
退 職 所 得 分	
延 滞 金	
合 計 額	
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 〒 -	
氏名又は名称	
上記のとおり領収しました。 右欄に領収日付印のない領収証書は無効です。 ※この領収証書は5年間保存してください。	領 収 日 付 印

(特別徴収義務者保管)

## 5 納入申告書について

この申告書は、退職所得に係る市民税・道民税を納入する際に使用する申告書ですので、退職手当等の支払いがあった月のみ記載してください。

### (1) 「年 月分」欄

退職手当等から市民税・道民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。

### (2) 「人 員」欄

退職手当等を支給した方のうち本市に市民税・道民税を納める人数を記載してください。

### (3) 「退職手当等支払金額」欄

(2)に記載された方に対して支給した退職手当等の支払金額の合計を記載してください。

### (4) 「特別徴収税額」欄

(2)に記載された方について算出された市民税・道民税のそれぞれの合計額を記載してください。

市民税 道民税		納 入 申 告 書										
札幌市長		(受付印)										
年 月 日提出												
年 月 分		人 員		人								
退職手当等 支払金額		十 億	千	百	十 万	千	百	十	円			
特別徴 収税額	市民税											
	道民税											
(特別徴収義務者)												
住所又は〒 所在地												
氏名又は 名 称												
法人(個人)番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												

(注1) 退職手当等の支払いがあった月については、この手引きに掲載している「退職所得に係る特別徴収税額の個人別内訳書」(役員等の方は「退職所得の特別徴収票」)に記載して、中央市税事務所特別徴収係へ提出してください(住所などは表紙をご覧ください)。

(注2) 特別徴収義務者が個人事業主の場合は、納入申告書には個人番号を記載せずに金融機関に提出してください。

## ■ 特別徴収に関するQ&A

### ☆ 従業員が中途退職した場合は……？

従業員が退職したため、給与から差し引けなくなった住民税は、どのように納めるのでしょうか。

残りの住民税(月割額)は、①退職時に給与支払者が一括徴収する方法と、②ご本人が納税通知書によって納税する方法があります。

6月から12月までに退職する方については、ご本人の申出によって上記①または②を選択することができますが、1月から4月までに退職する方については、申出の有無にかかわらず、一括徴収しなければなりません。

なお、退職などの異動があった場合は「給与所得者異動届出書」を、異動のあった月の翌月の10日までに遅滞なく中央市税事務所特別徴収係へ提出してください(7ページ参照)。

### ☆ 中途就職者から特別徴収する場合は……？

採用した従業員に納税通知書が届きましたが、これを特別徴収に切り替えるにはどうすればよいのでしょうか。

納税通知書に記載されている税額は、納期限前であれば、特別徴収に切り替えることができます。

この手引きに掲載している「特別徴収への切替依頼書」をご提出ください。

札幌市からは、月末に特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、以降はこの通知書により特別徴収してください(給与支払者が従業員の税額を計算する必要はありません)。

### ☆ 特別徴収税額の変更があった場合は……？

給与支払者が納入する特別徴収税額は毎月同一額と思っていましたが、特別徴収税額の変更通知書が届きました。今後はどのように納めるのでしょうか。

従業員に退職、転勤などの異動があった場合、又は確定申告書が提出された場合など年の途中で特別徴収税額が変更となることがあります。

税額変更があった場合は、月末に札幌市から特別徴収税額の変更を通知し、従業員から毎月徴収すべき特別徴収税額とその合計額をお知らせします。

変更の通知を受けた月又はその翌月以降は、変更後の税額によって徴収し、これを納入することとなります(5ページ参照)。

☆ 近くに札幌市税の取扱金融機関がないのですが…？

今年度、新たに札幌市への特別徴収税額が発生しましたが、近隣に札幌市税の取扱金融機関がありません。

どのように納入すればよいでしょうか。

- (1) 地方税共通納税システムを用いて電子納税を行う場合……15ページ参照
- (2) 札幌市外の郵便局又はゆうちょ銀行で納入を行う場合

以下の書き方を参照し、この手引きに掲載している「市・道民税（特別徴収分）の取扱指定通知書」に必要事項を記入のうえ、お近くの郵便局又はゆうちょ銀行の支店その他の営業所に、初回の納入の際に一緒に提出してください。

また、提出する際は、特別徴収義務者控として写を保管してください。

〔市・道民税（特別徴収分）の取扱指定通知書の書き方〕

